

# 障がい福祉サービス事業所「カモメ」改修工事に係る一般競争入札のお知らせ

## 1 公告日

令和 7 年 7 月 23 日

## 2 契約者

社会福祉法人 泉大津みなと会

## 3 問合わせ先

大阪府泉大津市池浦町4丁目2番33号  
有限会社 アンプランニング 担当者 細川 明伸  
TEL 0725-31-4388

## 4 工事概要等

- |                |                                                                                                         |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 工 事 名      | 障がい者施設「カモメ」改修工事                                                                                         |
| (2) 工 事 場 所    | 大阪府泉大津市河原町2番13号                                                                                         |
| (3) 工 事 概 要    | 敷地面積：980.47㎡<br>延床面積：657.58㎡<br>構造：鉄骨造<br>階数：地上2階<br>外壁等塗装工事：フッ素樹脂塗料2回塗り411㎡<br>屋根塗装工事：遮熱フッ素系塗料2回塗り456㎡ |
| (4) 工 期        | 約4カ月間（約160日間）                                                                                           |
| (5) 使用する主要な資機材 | フッ素樹脂塗料<br>遮熱フッ素系塗料                                                                                     |

## 5 入札に参加する者に必要な資格

以下に掲げる要件をすべて満足する者であること。

- (1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の

更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 建築一式工事、塗装工事及び防水工事について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受けている者であること。
- (6) 公告の日から入札執行の日までの期間に建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分等を受けていない者であること。
- (7) 正常な入札執行を妨げる等の行為を行うおそれ無く及び行わない者。
- (8) 各理事本人又はその親族が役員に就いていない建設業者であること。
- (9) 当該工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がない建設業者であること。

なお、当該工事に係る設計業務等の受注者は有限会社アンプランニングである。

- (10) 大阪府補助金交付規則第2条第2号イ～ハに定める要件に該当しない者であること。
- (11) 泉大津市内に建設業法上の営業所を有する者であること。

## 6 入札参加資格確認審査手続

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次に従い、一般競争入札参加資格等確認申請書及び添付資料（以下「申請書類」という。）を提出し、確認を受けなければならない。  
なお、期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 交 付 期 間      令和7年 7月23日（水）から8月 8日（金）まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時まで

イ 交 付 場 所      大阪府泉大津市池浦町4丁目2-33  
有限会社アンプランニング  
TEL 0725-31-4388

ウ 提 出 期 間      令和7年 7月23日（水）から8月 8日（金）まで（休日等を除く。）の午前9時から午後5時まで

エ 提 出 場 所      イに同じ

- (2) 申請書類の提出は、別記様式第1号から別記様式第3号により行うこと。
- (3) 入札参加資格の確認の結果は、令和7年 8月18日（月）に通知する。
- (4) 申請書類の作成費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (5) 申請書類は、提出場所への持参により提出すること。

## 7 設計図書等及び契約書（案）の交付

- (1) 入札参加資格があると認められた者は、次のとおり設計図書等及び契約書（案）の交付を受けなければならない。

ア 交 付 日 時      入札参加資格確認結果通知書に記載する。

イ 交 付 場 所      大阪府泉大津市池浦町4丁目2-33  
有限会社アンプランニング  
TEL 0725-31-4388

- (2) 設計図書等は本入札の積算・見積もり以外の目的で使用してはならない。

## 8 設計図書等に対する質問

- (1) 設計図書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由。）

により提出すること。

ア 提出期間 令和 7 年 7 月 23 日（水）から 8 月 8 日（金）まで（休日等を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 提出場所 大阪府泉大津市池浦町 4 丁目 2-33

有限会社アンプランニング

TEL 0725-31-4388

FAX 0725-32-4617

ウ その他 書面は持参、FAXにより提出することとする。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり FAX する。

ア 回答期間 令和 7 年 8 月 8 日（金）

イ 回答方法 全社に対し FAX にて回答する。

有限会社アンプランニング

FAX 0725-32-4617

## 9 予定価格の事後公表

- ・当該工事の予定価格は、落札者の決定後に公表する。

## 10 入札執行の日時及び場所

(1) 入札日時 令和 7 年 9 月 8 日（月） 午前 10 時 00 分

(2) 入札場所 大阪府泉大津市汐見町 85 番地の 1

社会福祉法人 泉大津みなと会

TEL 0725-20-3710

## 11 入札方法等

(1) 郵送又は電送による入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、1 回とする。

(4) 入札にあたっては、入札参加資格がある旨の確認通知書（写し可）を持参すること。

## 12 入札保証金

- ・入札保証金は免除する。

## 13 工事費内訳書の提出

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2) 工事費内訳書の作成にあたっては、入札参加者の費用負担にて行うものとする。

(3) 工事費内訳書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではない。

(5) 提出された工事費内訳書は返却しない。

14 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格がある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

- (2) 入札参加者が2者以上とならない場合は、改めて公告からやり直すこととする。

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者となりうる者が2者以上の場合は、くじ引きで落札者を決定することとする。（当該入札者は、くじを引くことを辞退することはできない。）

16 支払条件

設計監理者による完了検査後に支払う。